

## 一般競争入札公告

社会福祉法人かがやき が発注する「特別養護老人ホームひかり 大規模修繕工事」について下記のとおり公告します。

令和5年6月6日

社会福祉法人かがやき  
理事長 関根 文男

### 記

#### 1. 入札対象工事

- (1) 工事名称 特別養護老人ホームひかり 大規模修繕工事
- (2) 工事場所 埼玉県春日部市不動院野643番地 外
- (3) 工事種別 大規模修繕工事
- (4) 工事内容 建築工事  
給排水衛生設備工事  
空調換気設備工事  
電気設備工事 等
- (5) 建物概要 構造規模 鉄筋コンクリート造 3階建て 延床面積 4,181.16㎡
- (6) 工事期間 契約の確定の日～令和6年2月29日まで

#### 2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 入札予定価格 有（非公表）
- (3) 最低制限価格 有（非公表）
- (4) 入札保証金 免除

#### 3. 入札参加資格等

- (1) 令和5・6年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に、建設工事業で搭載されていること。
  - ① 埼玉県内に契約権限のある本店・支店・営業所を有すること。
  - ② 建築一式工事の格付けがAランクで、経営規模等評価結果通知書の建築一式工事の総合評定値（P点）が1,000点以上の者であること。
  - ③ 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者で、監理技術者資格証を有する者を本工事に専任で配置できる者。
  - ④ 過去5年間に、鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、障害者支援施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の大規模修繕工事に係る建築一式工事を元請（共同企業体の構成員としての実績は除く。）として施工した実績がある者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事更生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 建設業の許可を有する者。
- (7) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。又、設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連の企業でないこと。
- (8) 埼玉県内で特別養護老人ホームまたは老人保健施設の元請施工実績を有すること。
- (9) 当該工事に一級建築施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する監理技術者を専任で配置できること。

#### 4. 一般競争入札参加資格等審査申請書の提出

- (1) 受付期間公告の日から令和5年6月14日（水）迄
- (2) 受付時間午前10：00から午後5：00迄  
※ただし、土日は除く。また、令和5年6月14日は、13：00迄

#### (3) 添付書類

- ① 一般競争入札参加資格等審査申請書（書式あり）
- ② 一般競争入札参加等審査資料（監理技術者の資格写し）
- ③ 会社案内
- ④ 建設業許可通知書（写し）
- ⑤ 経営規模等評価結果通知書（写し）
- ⑥ 令和5・6年度埼玉県格付等級・資格審査数値を証明するもの
- ⑦ 施工実績（件名、金額等）を証する契約書の写し
- ⑧ 担当者の名刺（メールアドレス記載のもの）

#### (4) 提出方法 持参

※事前に電話連絡の上、一般競争入札参加資格等審査申請書及び添付書類を持参することとし、郵送または伝送によるものは受け付けない。  
また、提出した書類は返却できません。

#### (5) 提出・問合せ先

社会福祉法人かがやき 特別養護老人ホームひかり  
〒344-0001  
埼玉県春日部市不動院野643番地  
TEL：048-755-5391 FAX：048-755-5392  
担当： 押田、青島

#### 5. 一般競争入札参加資格通知及び設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全ての業者に参加資格の有無について、令和5年6月15日付けで書面にて行う。
- (2) 入札参加資格が有りとなされた業者には設計図書、入札説明書及び入札書等書式、図面仕様書等（CD-R）を郵送により配布する。（現場説明会は行わないものとする）
- (3) 配布した図面等（CD-R）は入札日に持参し、返却するものとする。
- (4) 質疑書の原本は押印の上入札日に持参し提出すること。

## 6. 入札日程等

- (1) 公 告 日 令和5年6月 6日 (火)
- (2) 参加締切日時 令和5年6月14日 (水) 午後1時 必着
- (3) 設計図書配布日 令和5年6月15日 (木)
- (4) 質疑応答提出日 令和5年6月22日 (木) 午後1時 締切
- (5) 質疑応答回答日 令和5年6月29日 (木) 午後5時 迄
- (6) 入 札 日 令和5年7月 6日 (木) 午前10時 ~

※入札場所、質疑提出先、時間等については入札説明書より通知

## 7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札で最低制限価格に満たない者は、再度入札に参加できないものとする。  
(再度入札は2回まで実施するものとする。) また、入札者が1者でも入札を行う。その場合は1回のみとする。
- (3) 上記(2)によって落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、下記4条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
  - ①最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする）
  - ②再度入札において、入札に応じるものが1者のみとなった場合条件1：随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること  
条件2：交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと  
条件3：入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと  
条件4：契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印すること
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

## 8. 契約方法等

- (1) 請負代金の支払時期に関しては、下記のとおりとする。
  - ①第1回 本契約締結後、1ヶ月以内  
支払額：契約金の20%分とする。
  - ②第2回 令和6年3月下旬予定  
ただし、補助金交付後とする。
- (2) その他
  - ①様式契約に関する細目は民間（七会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。
  - ②「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第13条第1項の主務省令で定める事項について、書面に記載し契約書に添付すること。
  - ③契約保証金の徴収は免除する。
  - ④工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）

によることとし、工事完成保証人は採用しないこと。

⑤一括下請負契約を行わないこと。

⑥契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合にはこれに従うこと。

⑦本契約の締結は、当法人の理事会での議決を受けた後とすること。

## 9. 入札に当たっての注意事項

(1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出させること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申しでること。

(4) 入札参加にあたっては入札当日に入札金内訳書を提出すること。

(5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。

(6) 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。

① 入札に参加する資格のない者がした入札

② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

③ 不備な入札内訳書を提出した者が入札

④ 談合その他不正行為があったと認められる入札

⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者が入札

⑥ 入札後に辞退を申し立て、その申し立てを受理された者がした入札

⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札書の押印がないもの

イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

ウ 押印された印影が明らかでないもの

エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

キ 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者

⑧ 前項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

## 10. その他

(1) 公告文に記載のない事項等についても関係法令を遵守すること

(2) 本工事は、補助金を受けて行うものであるため、県等による検査のために必要な書類等の作成に協力を要するものとする。